

# 既存計画を活用した 避難確保計画の作成

愛媛県 土木部河川港湾局  
河川課・砂防課

## 既存計画を活用した避難確保計画の作成

各学校では「学校の危機管理マニュアル作成の手引き（平成30年2月）」に基づき、危機管理マニュアルや学校防災マニュアルを作成している場合



既存計画に避難確保計画に記載が  
必要な項目を追記



市町へ提出

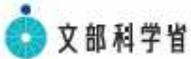
# 既存計画を活用した避難確保計画の作成

## 【学校の危機管理マニュアル作成の手引き】

子供たちの命を守るために



学校の危機管理マニュアル  
作成の手引



### 学校の危機管理マニュアル作成の手引

MEXT番号 2-1801

平成30年2月初版

著作権所有  文部科学省

〒100-8959

東京都千代田区霞が関 3-2-2

TEL : 03-5253-4111

**JAPAN SPORT**  
council

発 行 独立行政法人日本スポーツ振興センター 学校安全部

# 既存計画を活用した避難確保計画の作成

## 【学校の危機管理マニュアル作成の手引きP36】

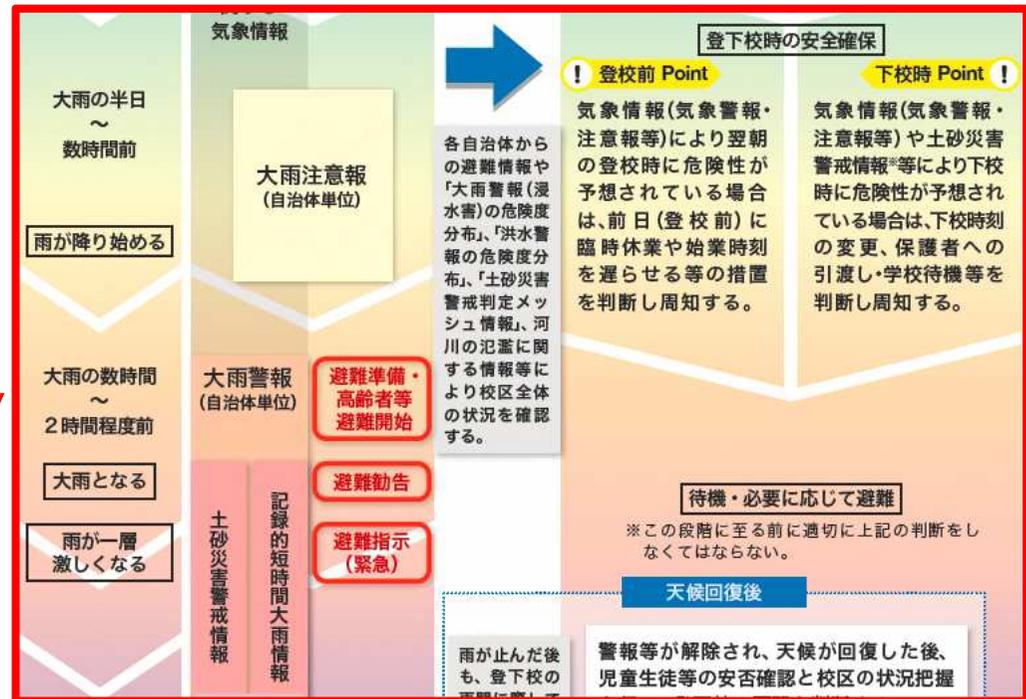
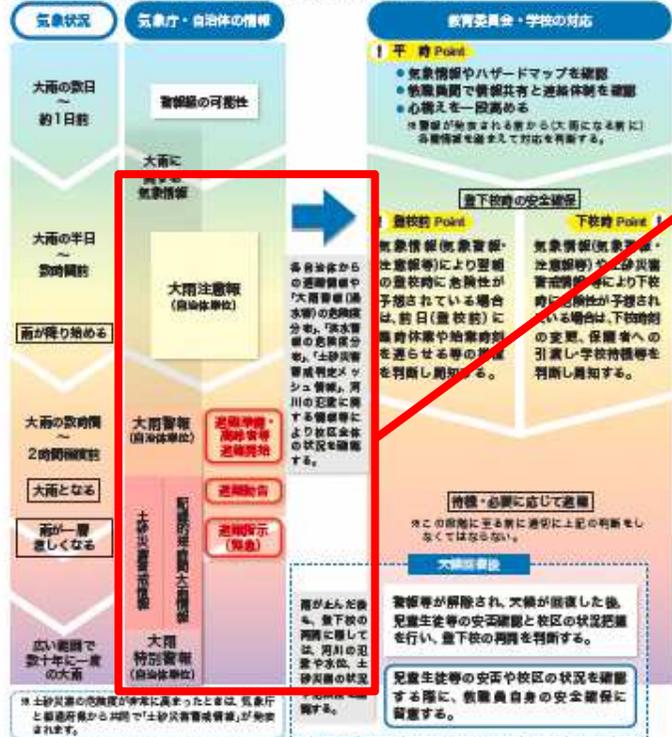
### 3章 個別の危機管理

#### 3-6 気象災害への対応

大雨・台風、大雪などによって登下校時に危険が予測される場合は、児童生徒等の安全を確保するために臨時休業や学校待機等の措置をとることが求められます。その際、気象情報、河川情報や自治体が発令する避難に関する情報など正確な情報を収集し、適切に判断することが大切です。

##### 1 大雨発生時の教育委員会・学校の対応例

気象災害に際しては、時々刻々と変化する気象状況への対応が遅れないよう、順次発表される気象情報に対して、状況に即した適切な対応を、段階的に沿って進捗実行していくことが求められます。ここに記載した大雨発生時の対応例は、早期に情報を収集し、判断をする手順を示したものです。これを参考に様々な気象災害発生時に適切に対応できるよう事前に準備を行うことが大切です。



大雨発生時の情報を収集及び判断する手順が示されている。

# 既存計画を活用した避難確保計画の作成

## 【学校の危機管理マニュアル作成の手引きP37】

### 2 気象災害への学校の対応上の留意点

気象災害は、もともと災害発生の危険性が認められる場所に、大雨などの災害を引き起こす現象が加わることで発生します。また、利用する気象情報や危険度分布の種類等は、学校の立地によって異なります。各学校においては、平時より各自治体のハザードマップなどで、土砂災害警戒区域や浸水想定区域等の危険な場所を事前に確認しておかなければなりません。

その上で、気象庁から大雨や台風、大雪等の気象情報が発表された際には、各自治体の避難に関する情報にも留意し、できるだけ早期に対応を検討することが重要です。なお、台風や発達した低気圧等の場合は、暴風により屋外の行動が困難になる前に対応を完了することが必要です。

#### ■状況に応じた対応

##### 【登校前】

- 気象庁が発表する気象警報・注意報等、公共交通機関の運行状況等の情報を収集し、大雨や暴風、波浪、高潮、大雪によって登校時の危険が予想される場合は、「臨時休校」や「始業時刻を遅らせる」等の措置を検討します。特に、雨や雪の降り始めやピークはいつかなど、最新の情報を入手し、各自治体から発表される避難に関する情報（※避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）等）なども参考にしながら、判断することが大切です。
- 大雪の場合は、登校や通学路の除雪状況等についても確認する必要があります。

##### 【児童生徒等が在校時】

- 教職員で分担して、学校や通学路を含めた周辺の状況を把握します。（道路の冠水、河川の水位、土砂崩れ、潮位等）ただし、教職員の安全を第一に配慮し、できる範囲での把握をします。
- 土砂災害や浸水によって学校以外の場所への避難が必要となる可能性がある場合は、早期に避難を検討します。
- 大雪の場合は、登校や通学路の除雪状況等についても確認する必要があります。
- 通学路や学校周辺の安全確認の状況に基づき、登校前と同様に気象情報や避難に関する情報も参考にしながら、「授業の打ち切り」「集団下校」「保護者への引渡し」「学校待機」等の対応を判断します。ゲリラ豪雨等、急な大雨で災害が発生する可能性がある場合は、保護者が無理に迎えにくることをないようにしておくことが必要です。

##### 【情報共有・報告等】

- 臨時休校や授業打ち切り等の判断を速に取りながら判断することが
- 判断した結果を教育委員会等へ
- 保護者等へ連携・対応等につい
- 連絡が取れない場合も想定し、確
- 確実に連絡が図られているかどう
- 学校からの休校等の連絡がなく
- ない判断が必要であることを保護
- 登校前や下校後の児童生徒等の
- 学校が避難所となる場合もあるこ

##### 【防災情報の活用】

気象情報やハザードマップなどの各自治体が公表する情報と併せて活用



● 気象庁ウェブサイト <http://www.jma.go.jp/jma/index.html>

● ハザードマップポータルサイト（国土交通省） <https://dsportal.gsi.go.jp>

● 防災情報のページ（内閣府） <http://www.bousai.go.jp>

施設の立地によって異なる、利用する気象情報や、浸水想定区域等の危険な箇所の確認等の必要性を記載

### 2 気象災害への学校の対応上の留意点

気象災害は、もともと災害発生の危険性が認められる場所に、大雨などの災害を引き起こす現象が加わることで発生します。また、利用する気象情報や危険度分布の種類等は、学校の立地によって異なります。各学校においては、平時より各自治体のハザードマップなどで、土砂災害警戒区域や浸水想定区域等の危険な場所を事前に確認しておかなければなりません。

その上で、気象庁から大雨や台風、大雪等の気象情報が発表された際には、各自治体の避難に関する情報にも留意し、できるだけ早期に対応を検討することが重要です。なお、台風や発達した低気圧等の場合は、暴風により屋外の行動が困難になる前に対応を完了することが必要です。

# 既存計画を活用した避難確保計画の作成

## 【学校の危機管理マニュアル作成の手引きP38】

### 3章 個別の危機管理

#### 学校が浸水想定区域又は土砂災害警戒区域内に立地している場合の事前の準備

水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(以下、土砂災害防止法)において、市町村地域防災計画に定められた浸水想定区域または、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設<sup>※1</sup>の所有者又は管理者は、避難確保計画<sup>※2</sup>を作成するとともに市町村長へ報告すること、避難確保計画に基づく訓練を実施することが義務付けられています。

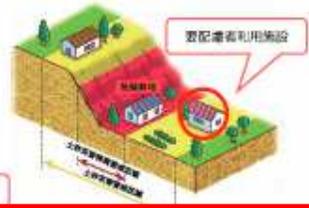
避難確保計画の作成に当たっては、①防災体制、②避難誘導方法、③避難の確保を図るための施設の整備、④防災教育・訓練の実施、⑤そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置、について定めることとなっています。

各学校においては、各自治体の地域防災計画を基に浸水想定区域や土砂災害警戒区域等を確認し、自校の状況を把握するとともに、必要な事項を危機管理マニュアルに反映させることが大切です。

#### <洪水浸水想定区域<sup>※3</sup>>



#### <土砂災害警戒区域<sup>※4</sup>>



浸水想定区域又は土砂災害警戒区域内に立地している場合の事前の準備について記載

#### 学校が浸水想定区域又は土砂災害警戒区域内に立地している場合の事前の準備

水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(以下、土砂災害防止法)において、市町村地域防災計画に定められた浸水想定区域または、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設<sup>※1</sup>の所有者又は管理者は、避難確保計画<sup>※2</sup>を作成するとともに市町村長へ報告すること、避難確保計画に基づく訓練を実施することが義務付けられています。

避難確保計画の作成に当たっては、①防災体制、②避難誘導方法、③避難の確保を図るための施設の整備、④防災教育・訓練の実施、⑤そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置、について定めることとなっています。

各学校においては、各自治体の地域防災計画を基に浸水想定区域や土砂災害警戒区域等を確認し、自校の状況を把握するとともに、必要な事項を危機管理マニュアルに反映させることが大切です。

# 既存計画を活用した避難確保計画の作成

## STEP1 避難確保計画に記載が必要な事項を確認

### ① 計画の目的

### ② 計画の適用範囲

### ③ 防災体制

洪水時又は土砂災害時等の際の活動内容、活動体制の区分、体制確立の基準、対応要員) 期、内容

### ④ 情報収集及び伝達

収集する主な情報と収集方法、伝達方法及び伝達内容

### ⑤ 避難の誘導

避難場所、避難経路、避難誘導方法

### ⑥ 施設の整備

洪水時又は土砂災害時等に係る情報収集・伝達及び避難誘導に使用する資器材等の状況

### ⑦ 防災教育及び訓練

従業員を対象とした防災教育及び訓練の実施時期、内容

### ⑧ 自衛水防組織の業務 (地下街にある施設や任意で自衛水防組織を設置した場合のみ記載)

自衛水防組織の業務内容、構成員に対する教育・訓練の実施時期、内容

# 既存計画を活用した避難確保計画の作成

## STEP2 ①計画の目的

- 個別の危機管理

第3章 個別の危機管理	
3-1	事故等発生時の対応の基本 ..... P.18
3-2	様々な事故への対応 ..... P.21
3-3	不審者侵入への対応 ..... P.24
3-4	登下校時の緊急事態(不審者事案)への対応 ..... P.32
3-5	交通事故への対応 ..... P.34
3-6	気象災害への対応 ..... P.36
3-7	地震・津波への対応 ..... P.41
3-8	新たな危機事象への対応 ..... P.42
3-9	幼稚園等における留意点 ..... P.47
3-10	特別支援学校等における留意点 ..... P.48
3-11	寄宿舍における留意点 ..... P.49

- 地震等の記載と同様に「洪水又は土砂災害への対応」の項目を追記

# 既存計画を活用した避難確保計画の作成

○洪水時の対応【参考例】

## 1. 目的

本校施設は、洪水浸水想定区域内に所在しており、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的としている。

## STEP3 ②計画の適用範囲

➤既存計画に記載されている地震と適用範囲が異なるケースは考えにくいので、特に対応は不要

# 既存計画を活用した避難確保計画の作成

## STEP4 ③防災体制

➤ 避難確保計画作成の手引き（別途配付資料）に基づき作成し、既存計画に追加

○ 洪水時の対応【参考例】

### 2. 防災体制

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応班（要員）
以下のいずれかに該当する場合 ・台風接近 ・大雨情報	注意 レベル2 体制確立	気象情報等の情報収集	総括・情報班 (情報収集伝達要員)
以下のいずれかに該当する場合 ・避難準備・高齢者等避難開始の発令 ・大雨注意報（土砂災害）発表	警戒 レベル3 体制確立	気象情報等の情報収集 使用する資器材の準備 保護者・家族等への事前連絡 周辺住民への事前協力依頼 要配慮者の避難誘導	総括・情報班（情報収集伝達要員） 避難誘導班（避難誘導要員） 総括・情報班（情報収集伝達要員） 総括・情報班（情報収集伝達要員） 避難誘導班（避難誘導要員）
以下のいずれかに該当する場合 ・避難勧告又は避難指示（緊急）の発令 ・大雨警報（土砂災害） ・土砂災害警戒情報 ・土砂災害の前兆現象	非常 レベル4 体制確立	施設内全体の避難誘導	避難誘導班（避難誘導要員）

☞ 避難確保計画作成  
の手引きで作成

# 既存計画を活用した避難確保計画の作成

## STEP5 ④情報収集及び伝達

➤ 避難確保計画作成の手引き（別途配付資料）に基づき作成し、既存計画に追加

○洪水時の対応【参考例】

### 3. 情報収集及び伝達

情報収集・伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	情報の例示	収集方法（例）
洪水予報等	気象警報、津波情報	テレビ
	洪水予報、水位到達情報	インターネット（情報提供機関のウェブサイト）
	土砂災害警戒情報	ラジオ（AM0000）
	避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）	防災行政無線、エリアメール・緊急速報メール、防災メール
その他	施設周辺の浸水状況	施設周辺の浸水状況 施設職員による目視（但し、安全に配慮して危険な場所に近づかないよう施設内から実施）
	排水施設の稼働状況	市町村からのFAX（事前に調整）
	施設周辺における土砂災害の前兆現象	施設周辺の浸水状況 施設職員による目視（但し、安全に配慮して危険な場所に近づかないよう施設内から実施）

(2) 情報伝達

「緊急連絡網」に基づき、気象情報、洪水予報、津波情報及び土砂災害警戒情報等の情報を施設内関係者間で共有する。

避難する場合には「利用者緊急連絡先一覧表」に基づき、幼児・児童・生徒の保護者・家族等に対し、「※（避難場所）へ避難する。幼児・児童・生徒引き渡しは※（避難場所）において行う。幼児・児童・生徒の引き渡し開始は〇〇時頃とする。」旨を連絡する。

※実際に避難する場所の名称を記載して下さい。

☞ 避難確保計画作成の手引きで作成

# 既存計画を活用した避難確保計画の作成

## STEP6 ⑤避難の誘導

➤避難確保計画作成の手引き（別途配付資料）に基づき作成し、既存計画に追加（他と同じ場合は、同一である旨のみ記載でも可）

○洪水時の対応【参考例】

### 4. 避難の誘導

#### 避難誘導

##### (1) 避難場所、移動距離及び手段

浸水深が大きく、施設全体が浸水するおそれがある場合、浸水継続時間が長く、長期的に孤立するおそれがある場合、家屋倒壊等氾濫想定区域に位置する場合は立ち退き避難（水平避難）する。自施設が市町村の避難場所に指定されている場合は、学校での待機（垂直避難）も選択肢の一つとなる。当日の状況に応じて避難場所を選択する。

##### 1) 立ち退き避難（水平避難）を行う場合

立ち退き避難（水平避難）の場合の避難場所1（浸水想定区域外の関連施設等）

	避難場所名称	移動距離	移動手段		
			徒歩	自転車	車両
施設名（洪水）	A学校	2,000 m	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 4台
施設名（土砂災害：がけ崩れ・土石流・地すべり）	C高校（体育館）	500 m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 4台

立ち退き避難（水平避難）の場合の避難場所2（指定緊急避難場所）

	避難場所名称	移動距離	移動手段		
			徒歩	自転車	車両
施設名（洪水）	C高校（体育館）	500 m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 4台
施設名（土砂災害：がけ崩れ・土石流・地すべり）	C高校（体育館）	500 m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 4台

##### 2) 屋内安全確保を行う場合

屋内安全確保（垂直避難）の場合

	建物名称	避難階	移動手段
屋内安全確保（洪水）	本施設	2階	エレベーター、ストレッチャー
施設名（土砂災害：がけ崩れ・土石流・地すべり）	本施設（斜面の反対側）	2階	エレベーター、ストレッチャー

##### 3) 近隣の安全な場所※

立ち退き避難（水平避難）、屋内安全確保（垂直避難）が困難な場合、近隣の安全な場所「○○公園」に避難するものとする。

※指定緊急避難場所ではないが、標高の高い場所など近隣のより安全な場所・建物等

##### (2) 避難経路

避難場所までの避難経路は、【施設周辺の避難地図】のとおりとする。

☞避難確保計画作成

の手引きで作成

# 既存計画を活用した避難確保計画の作成

## STEP7 ⑥施設の整備

➤避難確保計画作成の手引き（別途配付資料）に基づき作成し、既存計画に追加（不足する資器材のみの追記でも可）

○洪水時の対応【参考例】

### 5. 施設の整備

避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材一覧」に示すとおりである。これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

自施設が市町村の避難場所に指定されている場合には、住民の避難も考慮して対応する必要があるので、自治体と連携するのが望ましい。

避難確保資器材一覧（例）

	備蓄品
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿（施設職員、幼児・児童・生徒）、案内旗、タブ携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明電池、携帯電話用バッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料
施設内の一時避難	水（1人あたり8リットル）、食料（1人あたり8食分） 寝具、防寒具
衛生器具	おむつ・おしりふき、タオル、ウェットティッシュ マスク、ゴミ袋
医薬品	常備薬、消毒薬、包帯、絆創膏
その他	〇〇〇〇

浸水を防ぐための対策
土のう、止水板、〇〇〇〇
土砂災害に対する避難を確保するための対策※
自家発電機、壁の補強、非常用サイレン（屋外設置）、〇〇〇〇
※事前の対策

※洪水又は土砂災害に対しての避難を確保するため必要な資器材のみの追記でも可

☞避難確保計画作成

の手引きで作成

# 既存計画を活用した避難確保計画の作成

## STEP8 ⑦防災教育及び訓練

➤ 避難確保計画作成の手引き（別途配付資料）に基づき作成し、既存計画に追加（他と同じ場合は、記載不要）

○洪水時の対応【参考例】

### 6. 防災教育及び訓練

防災教育及び訓練の実施

毎年 4 月に新規採用の施設職員を対象に研修を実施する。

毎年 9 月に全施設職員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

その他、年間の教育及び訓練計画を毎年 3 月に作成する。

☞ 避難確保計画作成  
の手引きで作成

## STEP9 ⑧自衛水防組織の業務

➤ 地下街にある施設や任意で自衛水防組織を設置した場合のみ記載するため、該当は無いと考えられるので省略

# 既存計画を活用した避難確保計画の作成

## 【記載例とりまとめ】

○洪水時の対応【参考例】 1/3

### 1. 目的

本校施設は、洪水浸水想定区域内に所在しており、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的としている。

### 2. 防災体制

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応班(要員)
以下のいずれかに該当する場合 ・台風接近 ・大雨情報	注意 レベル2 体制確立	気象情報等の情報収集	総括・情報班 (情報収集伝達要員)
以下のいずれかに該当する場合 ・避難準備・高齢者等避難開始の発令 ・大雨注意報(土砂災害)発表	警戒 レベル3 体制確立	気象情報等の情報収集 使用する資器材の準備 保護者・家族等への事前連絡 周辺住民への事前協力依頼 要配慮者の避難誘導	総括・情報班(情報収集伝達要員) 避難誘導班(避難誘導要員) 総括・情報班(情報収集伝達要員) 総括・情報班(情報収集伝達要員) 避難誘導班(避難誘導要員)
以下のいずれかに該当する場合 ・避難勧告又は避難指示(緊急)の発令 ・大雨警報(土砂災害) ・土砂災害警戒情報 ・土砂災害の前兆現象	非常 レベル4 体制確立	施設内全体の避難誘導	避難誘導班(避難誘導要員)

### 3. 情報収集及び伝達

情報収集・伝達

#### (1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	情報の例示	収集方法(例)
洪水予報等	気象警報、津波情報	テレビ
	洪水予報、水位到達情報	インターネット(情報提供機関のウェブサイト)
	土砂災害警戒情報	ラジオ(AM○○○)
その他	避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)	防災行政無線、エリアメール・緊急速報メール、防災メール
	施設周辺の浸水状況	施設周辺の浸水状況 施設職員による目視(但し、安全に配慮して危険な場所に近づかないよう施設内から実施)
	排水施設の稼働状況	市町村からのFAX(事前に調整)
	施設周辺における土砂災害の前兆現象	施設周辺の浸水状況 施設職員による目視(但し、安全に配慮して危険な場所に近づかないよう施設内から実施)

#### (2) 情報伝達

「緊急連絡網」に基づき、気象情報、洪水予報、津波情報及び土砂災害警戒情報等の情報を施設内関係者間で共有する。

避難する場合には「利用者緊急連絡先一覧表」に基づき、幼児・児童・生徒の保護者・家族等に対し、「※(避難場所)へ避難する。幼児・児童・生徒引き渡しは※(避難場所)において行う。幼児・児童・生徒の引き渡し開始は○時頃とする。」旨を連絡する。

※実際に避難する場所の名称を記載して下さい。

# 既存計画を活用した避難確保計画の作成

## ○洪水時の対応【参考例】 2/3

### 4. 避難の誘導

#### 避難誘導

#### (1) 避難場所、移動距離及び手段

浸水深が大きく、施設全体が浸水するおそれがある場合、浸水継続時間が長く、長期的に孤立するおそれがある場合、家屋倒壊等氾濫想定区域に位置する場合は立ち退き避難（水平避難）する。自施設が市町村の避難場所に指定されている場合は、学校での待機（垂直避難）も選択肢の一つとなる。当日の状況に応じて避難場所を選択する。

#### 1) 立ち退き避難（水平避難）を行う場合

立ち退き避難（水平避難）の場合の避難場所 1（浸水想定区域外の関連施設等）

	避難場所名称	移動距離	移動手段		
			徒歩	自転車	車両
施設名（洪水）	A学校	2,000 m	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 4 台
施設名（土砂災害：がけ崩れ・土石流・地すべり）	C高校（体育館）	500 m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 4 台

立ち退き避難（水平避難）の場合の避難場所 2（指定緊急避難場所）

	避難場所名称	移動距離	移動手段		
			徒歩	自転車	車両
施設名（洪水）	C高校（体育館）	500 m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 4 台
施設名（土砂災害：がけ崩れ・土石流・地すべり）	C高校（体育館）	500 m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 4 台

#### 2) 屋内安全確保を行う場合

屋内安全確保（垂直避難）の場合

	建物名称	避難階	移動手段
屋内安全確保（洪水）	本施設	2 階	エレベーター、ストレッチャー
施設名（土砂災害：がけ崩れ・土石流・地すべり）	本施設（斜面の反対側）	2 階	エレベーター、ストレッチャー

#### 3) 近隣の安全な場所※

立ち退き避難（水平避難）、屋内安全確保（垂直避難）が困難な場合、近隣の安全な場所「○○公園」に避難するものとする。

※指定緊急避難場所ではないが、標高の高い場所など近隣のより安全な場所・建物等

#### (2) 避難経路

避難場所までの避難経路は、【施設周辺の避難地図】のとおりとする。

### 5. 施設の整備

#### 7 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材一覧」に示すとおりである。これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

自施設が市町村の避難場所に指定されている場合には、住民の避難も考慮して対応する必要があるため、自治体と連携するのが望ましい。

避難確保資器材一覧（例）

	備蓄品
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿（施設職員、幼児・児童・生徒）、案内旗、タブ携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明電池、携帯電話用バッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料
施設内の一時避難	水（1人あたり9リットル）、食料（1人あたり9食分）寝具、防寒具
衛生器具	おむつ・おしりふき、タオル、ウエットティッシュ、マスク、ゴミ袋
医薬品	常備薬、消毒薬、包帯、絆創膏
その他	○○○○

浸水を防ぐための対策

土のう、止水板、○○○○
--------------

土砂災害に対する避難を確保するための対策※

自家発電機、壁の補強、非常用サイレン（屋外設置）、○○○○
-------------------------------

※事前の対策

# 既存計画を活用した避難確保計画の作成

## ○洪水時の対応【参考例】3/3

### 6. 防災教育及び訓練

#### 防災教育及び訓練の実施

毎年 4 月に新規採用の施設職員を対象に研修を実施する。

毎年 9 月に全施設職員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

その他、年間の教育及び訓練計画を毎年 3 月に作成する。

### 7. 自衛組織の業務

(地下街にある施設や任意で自衛水防組織を設置した場合のみ記載)

#### 自衛水防組織の業務に関する事項

- (1) 「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。
- (2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
  - ①毎年 4 月に新たに自衛水防組織の構成員となった施設職員を対象として研修を実施する。
  - ②毎年 8 月に行う全施設職員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- (3) 自衛水防組織の報告  
自衛水防組織を組織または変更をしたときは、遅滞なく、当該事項を市町村長へ報告する。

➤既存計画の地震や火災への対応の、次ページ以降に避難確保計画作成の手引き（別途配付資料）に基づき作成したものを追記。